

氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金（令和８年８月豪雨関連）交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、令和８年８月豪雨（以下「豪雨災害」という。）の被災者の生活再建に向けて、必要な住まいの確保を支援するため、氷見市補助金等交付規則（昭和４４年氷見市規則第１２号）第２２条の規定に基づき、令和８年８月豪雨に係る氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）被災者 豪雨災害により居住していた住家が損害を受け、り災証明書の損害程度が半壊以上の世帯又は市から応急住宅の提供を受けた世帯に令和８年８月２７日時点の住民基本台帳において属する者（ただし、賃貸物件に居住していた者を除く）。
- （２）三世代同居 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態をいう。
- （３）三世代近居 三世代以上の直系親族が、同一の旧小学校区（別表のとおり）又は直線距離で２km以内に居住している状態をいう。
- （４）居住誘導区域内 市街地の中で氷見市が指定する地域。

（補助金交付対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１）被災者であって、令和８年８月２７日から令和１１年３月３１日までの間に市内において自ら居住するために住宅を取得した者。ただし、共有に係る住宅にあつては、持分が４分の１以上の所有者（持分が４分の１以上の所有者がい

ない場合は、最も大きい持分を持つ者）であって、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。

- (2) 住宅の取得をした日（登記簿において当該取得した登記原因の日付欄に記録されている日をいう。）から1年以内に住宅に居住している者。
- (3) 申請者及びその世帯員が市税を滞納していないこと。
- (4) 当該住宅に対して、申請者及びその世帯員が、氷見市定住マイホーム取得支援補助金又は氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金（令和7年4月1日制定）の交付を現に受けておらず、かつ、過去にこれらの補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付額等）

第4条 補助金の交付額は50万円を基本額とし、居住誘導区域内で住宅を取得した場合は10万円、取得した住宅で三世代同居の場合は30万円及び取得した住宅で三世代近居の場合は10万円をそれぞれ加算した額とする。ただし、交付限度額として、新築住宅の場合は新築費又は購入費の10分の1以内、中古住宅の場合は購入費（当該住宅の土地を含む。）の2分の1以内とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、住宅の取得の日から2年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 災害証明書又は応急住宅の提供を受けていたことが確認できる書類
- (2) 住宅の登記事項証明書
- (3) 住宅の新築費又は購入費の支払いが確認できる書類
- (4) 住宅の間取りが分かる書類
- (5) 申請者及びその世帯員に市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 取得した住宅で三世代同居又は近居が確認できる書類（三世代同居及び近居の場合に限る。）

- (7) 世帯全員の住民票
- (8) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (9) 氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金（令和８年８月豪雨関連）申請に関する誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付及び額の確定)

第６条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第７条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者及びその世帯員のすべてが、住宅の取得の日から３年以内に転出又は転居したとき。

(細則)

第８条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- １ この要綱は、令和８年９月７日から施行する。
- ２ この要綱は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条に定める事項については、引き続き効力を有するものとする。

別表（第2条関係） 旧小学校区一覧

1 朝日丘

岩 上	村 上	上伊勢	中伊勢	下伊勢	高砂町	地蔵町	御座町	南 上	南 中
南 下	仕 切	川 原	朝日南部	朝日北部	田 町	七 軒	松田江町		

2 東

湊	中 町	浜 町	新 町	今 町	本 川	入船町	向 島	加納町	池田町
北加納	諏訪野	宗源寺							

3 加 納

大野新	沖 布	鞍川裏出	鞍川表出	有 磯	谷 内	中 程	浦 出
-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----

4 稲 積

新 道	間 島	上稲積	下稲積
-----	-----	-----	-----

5 窪

窪	柳田	園
---	----	---

6 宮 田

島尾	宮 田	上 泉	下田子	上田子	小 竹	泉の杜
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

7 十二町

上十二町	下十二町	万 尾	川 尻	海 津	下久津呂	上久津呂	栗 原	中谷内	西朴木
------	------	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----

8 布 勢

布 施	深 原	城飯久保	寺飯久保	飯久保新町	上矢田部	下矢田部	三 田 窪
-----	-----	------	------	-------	------	------	-------

9 神 代

大 浦	大浦団地	堀 田	神 代	蒲 田	矢 方
-----	------	-----	-----	-----	-----

10 仏生寺

惣 領	鞍 骨	銚 根	寺 中	大 窪	脇之谷内	大覚口	上 中	吉 池	上 原
細 越									

11 上 庄

大 野	泉	中 尾	上 田	柿 谷	七分一	中 村
-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

12 熊 無

谷 屋	新 保	論 田	熊 無
-----	-----	-----	-----

13 速 川

小 窪	田 江	早 借	小久米	日 詰	日名田	三 尾	床 鍋	葛 葉
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

14 久 目

久目子浦	久 目 出	久目諏訪	久目朴木 ・ 山木	触坂田山	触坂河原	触坂清水	触坂広瀬	桑 院	赤 毛
土 倉	坪 池	棚 懸	一の島	上岩瀬	下岩瀬	老 谷	見 内		

15 余 川

余川

16 碁 石

上余川	寺 尾	懸札	吉 懸	一芻上	一芻中	一芻下	味 川
-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----

17 八 代

吉 滝	磯 辺	針 木	城 戸	中田浦	村 木	小 滝	国 見	胡 桃
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

18 阿 尾

阿尾	指 崎	森 寺	北八代
----	-----	-----	-----

19 藪 田

藪 田	小 杉	泊
-----	-----	---

20 宇 波

宇波	脇 方	小 境	大 境	白 川	下戸津宮	上戸津宮	大 窪
----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----

21 女 良

姿	中 田	中 波	平の山	脇	長 坂	平 沢	吉 岡	平
---	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	---